

## 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○福祉資金貸付金及び修学資金に係る償還金等、宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料並びに県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託

(行政経営推進課)

一

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(循環型社会推進課)

一

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除

(同)

二

○保安林の指定施業要件の変更

(同)

二

○都市計画事業の認可

(都市計画課)

三

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

○教育委員会定例会の開催

(教育委員会)

四

## 告 示

## 告 示

○宮城県告示第八百九十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に基づく福祉資金貸付金に係る元利償還金、高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例(昭和四十九年宮城県条例第四十八号)に基づく修学資金に係る償還金、高等学校等育英奨学資金貸付条例(平成十六年宮城県条例第四号)に基づく奨学資金に係る償還金及びこれらの償還に係る遅延損害金の収納事務、社会福祉施設条例の一部を

改正する条例(平成二十七年宮城県条例第二十四号)施行前の社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城県条例第二十七号)に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料の収納事務、県営住宅条例(昭和三十五年宮城県条例第十二号)及び特定公共賃貸住宅条例(平成七年宮城県条例第四十七号)に基づく県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場(以下「県営住宅等」という。)の使用に係る使用料(以下「家賃等」という。)で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を令和二年十一月九日次のとおり委託した。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

## 二 委託期間

令和二年十一月九日から令和三年三月三十一日まで

## ○宮城県告示第八百九十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社イーストコア

2 所在地 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目五番十六号

3 代表者の氏名 田中 信行

## 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市押分字須加原百六番十五

## 三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設(二施設)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第七号)

木くず又はがれき類の破砕施設（二施設）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七号第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

五 申請年月日

令和二年十月三十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

2 縦覧期間 令和二年十一月十七日から令和二年十二月十七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和三年一月四日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

針生前地区

二 処分の年月日

令和二年十月三十日

○宮城県告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市本吉町今朝磯二の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市渡波字満和多十四の四、字本網十九の六

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百九十九号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。  
令和二年十一月十七日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・二十八号鹿島台駅前線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県大崎市鹿島台平渡字東銭神地内

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和二年十一月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域 名称  
名取市高館川上字本木六十五番一、六十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市太白区大野田五丁目二十番地の八 ルー

エII-二〇一

菊地 卓也

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年十一月十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和二年十一月十八日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 傍聴者の定員

十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二二―三六二一）